

平成 23 年度 第 3 回 石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成 24 年 1 月 26 日（木）午後 6 時 00 分～6 時 45 分

場 所 石狩市役所 3 階 庁議室

出席者

[委 員] 向田直範会長
矢吹徹雄副会長
植松美由紀委員
村上岑子委員
斯波悦久委員

[諮問課] 市民生活部国民健康保険課長 新岡研一郎
同課主査 蛭田茂久
建設水道部都市整備課長 青木雅俊
同課主査 櫻井正登

[事務局] 総務部長 川又和雄
同部情報推進課長 椿原功
同課文書・統計担当主査 扇武男
同担当主任 奥山直樹

傍聴者 なし

議 題

【諮問】

- ① 国民健康保険法第 45 条の 2 の規定に基づく厚生労働大臣又は都道府県知事の
監査に係る診療報酬明細書の提供について
- ② 道路事業に伴う税務課資料の目的外利用について

配布資料

- ・ ①と②の諮問書
- ・ ①と②の諮問の説明資料

○第 3 回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

【椿原課長】皆さま、一日のお仕事でお疲れのところご苦勞様です。それでは、開会の時間となりましたのでただいまより、平成 23 年度第 3 回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。

始めに、向田会長よりご挨拶申し上げます。

【向田会長】皆さま今晚は、お疲れのところお集まりいただきありがとうございます。今回は、諮問案件が2件ということで、本日も効率良く審議を進めて参りたいと思いますのでご協力をお願いいたします。

○議 題

【向田会長】 それでは、本日の予定等について事務局の方から説明願います。

【椿原課長】 本日は、市民生活部国民健康保険課所管の「国民健康保険法第45条の2の規定に基づく厚生労働大臣又は都道府県知事の監査に係る診療報酬明細書の提供について」、建設水道部都市整備課所管の「道路事業に伴う税務課資料の目的外利用について」以上2件の諮問をご審議いただきます。

○諮 問

【向田会長】 それでは、諮問を受けます。

【川又部長】 川又総務部長諮問書を代読（諮問2件）

【諮問①】

石国保第1007号
平成24年1月26日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 様

石狩市長 田岡 克介

国民健康保険法第45条の2の規定に基づく厚生労働大臣又は都道府県知事の監査に係る診療報酬明細書の提供について（諮問）

国民健康保険法第45条の2の規定に基づき厚生労働大臣又は都道府県知事が監査を実施するにあたり、「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」（平成7年12月22日保発第117号厚生省保険局長通知、改正：平成20年9月30日保発第0930008号厚生労働省保険局長通知）により「指導大綱」及び「監査要綱」が定められています。

この指導後又は指導を経過しない監査が想定され、本市国民健康保険は、この「監査要綱」に基づき実施される監査に係る厚生労働大臣又は都道府県知事に対する当該診療報酬明細書（写し）の提供について、保険診療の質的向上及び適正化に寄与することからも、石狩市個人情報保護条例第10条第5号の適用についてご審議していただきたく、石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例第1条第2号の規定に基づき貴審査会に諮問いたします。

記

1 個人情報内容等

(1) 対象者

石狩市国民健康保険被保険者（被保険者であった者を含む。）

(2) 個人情報内容

被保険者証記号及び番号、氏名、生年月日の他、診療報酬明細書に記載ある全ての内容

(3) 診療報酬明細書（写し）の提供先

厚生労働省、北海道厚生局又は北海道保健福祉部健康安全局（機構改革等があった場合、当該指導監査を所管する部局）

(4) 提供範囲と提供期間

上記(3)の提出先が求める対象期間を指定した保険医療機関等に係る診療報酬明細書並びに提供期間

以 上

【諮問②】

石整備第 145 号
平成 24 年 1 月 26 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 様

石狩市長 田岡 克介

道路事業に伴う税務課資料の目的外利用について（諮問）

道路は、社会・経済活動を支えている基幹的な社会資本であり、地域連携や地域振興のために必要不可欠で、住民生活の安全性、快適性を確保する上で必要なものであります。

道路事業の業務には、道路予定地調査も含まれ、事前に土地所有者の情報を把握することは、効率的な業務を行うために欠かせないものと考えております。そのことから石狩市個人情報保護条例第 10 条第 5 号の適用についてご審議していただきたく、石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例第 1 条第 2 号の規定に基づき貴審査会に諮問いたします。

記

事務の名称	所管課	利用する主な項目	利用先	内容・理由
固定資産の評価及び賦課事務	税務課	固定資産税納税通知書の送付先住所、氏名、連絡先	都市整備課	土地所有者の情報を収集することにより、業務の効率化を計る

以上

【向田会長】 それでは、事務局から本日の諮問内容と資料について説明願います。

【椿原課長】 本日、配付いたしました資料の確認をいたします。

会議次第、「国民健康保険法第45条の2の規定に基づく厚生労働大臣又は都道府県知事の監査に係る診療報酬明細書の提供について」の諮問書の写しと資料、「道路事業に伴う税務課資料の目的外利用について」の諮問書の写しと資料以上でございますでしょうか。

【全委員】 はい。

【椿原課長】 次に、本日の審議の順番ですが、式次第のとおりとなっております、諮問①について、市民生活部国民健康保険課からご説明いたします。

つづいて、諮問②について、建設水道部都市整備課からご説明いたします。

○議 事

諮問①

【向田会長】 それでは、諮問①「国民健康保険法第45条の2の規定に基づく厚生労働大臣又は都道府県知事の監査に係る診療報酬明細書の提供について」から始めて行きたいと思います。資料精査のため少し時間を置きます。

【向田会長】 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【蛭田主査】 市民生活部国民健康保険課国保運営担当主査の蛭田と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、私から「国民健康保険法第45条の2の規定に基づく厚生労働大臣又は都道府県知事の監査に係る診療報酬明細書の提供について」ご説明をさせていただきます。

資料についてご覧になっていただきたいと思います。1ページ目につきまして厚生労働大臣又は都道府県知事の指導・監査に係わる根拠法令であります国民健康保険法第41条、第45条の2、2ページ目、厚生労働省がこの指導・監査の基本的事項を定めた指導大綱並びに監査要綱の抜粋を記載しております。前回9月7日の本審査会におきまして、国民健康保険法第41条の規定に基づく厚生労働大臣又は都道府県知事の指導に

係わる診療報酬明細書の提供について、諮問し審査をいただいた結果、同日付でこれを認めるとの答申をいただいております。

資料の4ページ目をご覧ください。第3の監査対象となる保険医療機関等の選定基準をご覧になっていただきたいと思います。1から4のとおり、国民健康保険法第45条の規定に基づく監査につきまして、北海道厚生局及び北海道、又は、厚生労働省並びに北海道厚生局及び北海道が共同で指導後あるいは指導を得なくても保険医療機関等に対して行なうことができる旨が記載されておきまして、現実的にこの監査が実施されることが想定されますことから、前回の指導に係わる診療報酬明細書の提供に続きまして、監査に関する資料として診療報酬明細書を提出することにつきましてご審議いただくものでございます。

選定基準の標準的なものとしまして、監査要綱第3の1で診療内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある時が想定されております。この監査実施に当たりまして、事前に診療報酬明細書等による書面調査が行なわれることになっております。従いまして、監査の効果的な実行を支える資料と致しまして、診療報酬明細書は必要不可欠なものであります。また、本市国民健康保険におきましても前回の諮問と同様に保険者であります本市国民健康保険に指導・監査の権限が無いことから、この権限を専属的に有しております国の機関、都道府県が監査を実施することによりまして、適正な診療報酬請求事務の維持と質的な向上が期待され、その結果、医療費の適正化に繋がる効果もありますことから診療報酬明細書の写しの提供を行なうものでございます。

なお、前回の指導と若干異なる点につきましては、例としましては、先ほどの個別指導後におきまして不正、または、著しい不当な行為が疑われる監査要綱第3の1に該当する場合、指導後に月数が経過することもありまして、指導の際提出した診療報酬明細書とは別に、新たに監査直近の診療報酬明細書の提供を求められることも想定されますことから提供したいと考えております。私からは以上です。ご審議賜りたくよろしくお願いたします。

【向田会長】前回の案件と関連する案件ですが、直近の診療報酬明細書の提供というところでございます。それで、諮問の記のところに記載されておきまして、個人情報の内容につきましては、(1)対象者は石狩市国民健康保険被保険者、(2)個人情報の内容については、被保険者証記号及び番号、氏名、生年月日のほか、診療報酬明細書に記載のあるすべての内容、(3)診療報酬明細書の写しの提供先については、厚生労働省、北海道厚生局、または、北海道保健福祉部健康安全局ということでありまして、ここでは当該指導監査を所管する部局だということです。(4)提供の範囲と提供の期間は、(3)の提供先が求める対象期間を指定した保険医療機関等に係る診療報酬明細書並びに提供期間ということになっております。

どうぞご自由に質問等ございましたらお願いします。

【矢吹副会長】前回の件は、実際に指導に入ったのですか。

【蛭田主査】指導につきましては、まだ入ってはおりませんが、3月に予定している

聞いております。調査を実施して指導を行ない、指導後何かあれば監査に入るといふこととなります。

【村上委員】この指導を行なっていない段階で、監査という事で、診療報酬明細書などを提供して良いかどうかということが諮られているということですよ。

それで対象なのですけれども、国民健康保険被保険者すべてなのか、指導・監査の該当する一部の医療機関のものだけとの考え方なのかそのあたりはどうなっていますか。

【蛭田主査】北海道健康安全局などが指定して来ますので、例えばこの人の分の診療報酬明細書を提出していただきたいなど、あるいは、当該医療機関にかかっている者すべての者の提出を求められるなど色々なケースが考えられます。

【向田会長】今の段階ではどうですか。

【蛭田主査】今回の場合ですと、指導に関しましては、当該医療機関に係わる何年何月から全部の被保険者についての診療報酬明細書を提出していただきたいとの指示がありました。

【向田会長】特定の医療機関に係わった被保険者の診療報酬明細書という理解で良いですね。

【蛭田主査】何か疑わしいことがあるから指導に入ることになり、北海道健康安全局の方から、この医療機関を指定して指導しますので、その医療機関に対しての診療報酬明細書を提供するとのことでございます。

【向田会長】特定はされているということですね。それについての個人情報の提供なのでここで議論をして認めていただきたいということですね。

【村上委員】ということであれば、この諮問書の最初のところにそういう書き方が出来なかったのか、対象者は石狩市国民健康保険被保険者全部が対象と読んでしまいますので、いまのお話を聴くとある特定のという言い方が入ってきていいのかなと思うのですが。

これだけを見たら大変なことだと、被保険者であった者も含むなどとなっていて、監査という対象でこんな対象となるのか、この諮問書を作る場合そういう表現にはならなかったのですか。

【向田会長】諮問書の記 1(4)のところの書き方ですね、最後に絞るような表現、提出先が求める対象期間を指定した保険医療機関等に係る診療報酬明細書並びに提供期間となっていて、最初は対象とするもの、個人情報の内容と提供先が来て、最終的には提供先が指定した期間と医療機関の診療報酬明細書となっており、ここで絞り込まれていますね。

【村上委員】わかりました。ということは、これはあくまでもある特定の医療機関であって特定の提供期間とすることですね。

【向田会長】というふうに理解していただけたらと思います。

【村上委員】わかりました。

【斯波委員】前回の9月7日の審査会でも同じような案件がありましたが、前回の場合

には特定の医療機関の指定があったということですね。

【蛭田主査】北海道健康安全局の方から特定の医療機関に指導が入るので、その医療機関に係わる診療報酬明細書の提供をお願いしますとの依頼がありました。

【斯波委員】今回は、また新たに別な案件の提供をお願いするということで今回の諮問に至ったということですか。

【蛭田主査】例えば指導があつてその際、概ね妥当、再指導、経過観察、何かあれば要監査ということで、監査に入る訳ですが、監査に入るといった場合、直近の診療報酬明細書が必要ということになります。このままでは要請があつたとしても、北海道健康安全局に診療報酬明細書を提供することはできませんので、今回監査のための診療報酬明細書の提供を認めていただきたいということで、ご審議いただきたいという形になります。

【向田会長】前回は指導のための提供ということになり、これは認めましたが、今回は監査を実施するにあたり提供することを認めていただきたいということですね。

【蛭田主査】はい。そのとおりでございます。例えば指導の結果、経過観察ですと、もう一度見てやはりおかしいとなった場合、監査となる訳ですが、その際、指導時に提供したものは既に廃棄されている場合も考えられ、再度診療報酬明細書の提供を求められることになります。

【向田会長】いかがでしょうか、説明のとおりということでこれを認めることとしたいと思います。ただ、個人情報情報を外部提供するというので、個人情報情報の取扱いには十分に気を付けていただきたいという趣旨の付帯意見を付けて答申案をまとめたいと思いますがよろしいでしょうか。

【全委員】はい。

諮問②

【向田会長】引き続きまして、諮問②「道路事業に伴う税務課資料の目的外利用について」、資料精査のため少し時間を置きます。

【向田会長】事務局から説明をお願いいたします。

【青木課長】建設水道部都市整備課長の青木と申します。道路事業に伴う税務課資料の目的外利用についてご説明をさせていただきます。

道路法第8条の規定により、市町村長は市町村道の路線の認定をおこなっており、さらに道路法第16条の規定により、市町村道の管理はその路線の存する市町村がおこなうことになっています。

認定した道路を管理していくなかで、交通量の増加などにより道路の安全性、快適性が確保されなくなり、道路の拡幅等が必要な場合は、道路予定地を取得し拡幅工事をおこなうことがあります。

現在は、道路予定地となる更地の土地所有者の住所を、法務局で不動産登記簿の閲覧等により調査した後に文書を郵送し、土地所有者から連絡をいただいて用地交渉をおこ

なっています。しかし不動産登記簿記載の土地所有者が、引越しなどの後に住所変更手続きをしていない場合は、新しい住所がわからず近隣の方に聞き取り調査をしながら業務を進めている状況であります。

このようなことから、道路予定地の所有者の住所を把握するためには、膨大な時間と、労力が必要となりますことから、税務課資料を利用することにより業務の効率化につながると考えております。

具体的な利用方法につきましては、都市整備課の道路整備に係わる限定した職員にパソコンの利用権限を付した職員だけ閲覧する形で取扱いを行ない、プリントアウトした帳票等につきましては、都市整備課にて第1種情報として厳重に管理して参ります。

土地所有者台帳を作成した後は、プリントアウトした帳票をシュレッダー処理して廃棄して参りたいと考えております。以上であります。

【向田会長】諮問書の記に書かれている内容ですが、事業の名称は固定資産の評価及び賦課事務、所管課は税務課、利用する主な項目は固定資産税納税通知書の送付先住所、氏名、連絡先、利用先は都市整備課、内容及び理由は只今説明があったとおりでございます。ご意見等あればどうぞご自由にお願ひします。

【向田会長】これはやはり税務課の資料を利用することで処理が速くなるということですか。

【青木課長】まだ、利用させていただいておりませんのでなんとも言えないのですが、やはり近隣の方に聞き取りを実施しても引っ越し先が見つけれないケースがありまして、また、住所をたどって行くという方法も考えられるのですが、こういう情報で直ぐに連絡先をつかめるのであれば、それを利用して連絡等を取って行きたいと考えております。

【植松委員】説明資料の具体的な利用方法から下の部分なのですが、まず、利用者権限を持つ方は何人なのか、その担当者の異動があった場合の取扱いはどうなるのか、一旦プリントアウトしたものを管理されるということですが、その管理方法を教えてください。それから地番から当該情報にアクセスをして必要項目をとということですが、中身の項目がどれくらいの範囲になるのか、そしてその範囲をプリントアウトされるのか、それと一番最後の個人情報の破棄の仕方は色々な手順が決められているはずなのですが、廃棄の手順はどうなっているかを教えてくださいませんか。

【青木課長】担当職員は、都市整備課で道路管理に係わっているものが担当主査と主任の基本的にこの2名で事務を取り進めております。この2名に限定する形になります。職員の異動に関しては、一旦手続きを踏んで、その情報を利用できない形に戻るかと思います。

【椿原課長】私の方から補足説明いたします。パソコンの部分は、行政システムの課税用の固定資産税システムの話なのですが、これのアクセス権限というのは、データ管理の仕方が決まっております、その所属の課長からデータの管理者に、誰々は何のシステムの何々という部分についてアクセスさせてほしいという申請を上げてもらうこ

とになります。それを審査して適切であれば許可します。その許可に基づきまして、市の指示でデータ管理をしている委託業者にアクセス権限を与えてもらいます。それでその者がもしも異動となった場合には、誰々は何月何日にアクセス権限を削除してくださいという申請が上がってきまして、それに基づいてアクセス権限をはく奪するという作業に入ります。そのあたりは、かなり厳格におこなわれるという状況です。

【青木課長】管理方法としましては、ここに記載の土地所有者台帳を作成して、紙ベースで一旦作成しまして、それを厳重に管理していき、後に残るものはすべて廃棄という形をとります。そして、中身の項目につきましては、基本的には固定資産税納税通知書の送付先住所、氏名、連絡先の電話番号等だけを閲覧することを考えております。

【椿原課長】プリントアウトしたもののデータの管理について、個人情報保護条例にもあるのですが、個人情報の管理について個人情報管理簿を作成します。それには目的ですとか条例の根拠ですとか、あとはどういった項目が必要となるのか、どこが利用するのかなど細かく記載され登録されます。それに基づいて個人情報の管理を所管課が行なうということになっております。そしてその期間が終了したら個人情報は直ちに廃棄することになりますが、廃棄の仕方としては、紙の場合は個人情報ですので裏紙で使用することはできませんので、セキュリティーポリシーに定められているとおりシュレッダーにて処理をすることとなっております。そしてそれを実施することになります。また、データ保護管理者というのが、各課の課長が任命されておまして、データ保護管理者の下で管理されるということでございます。

【植松委員】プリントアウトされたものの保管期間はどれくらいになりますか。

【青木課長】件数によるかとは思いますが、数件のレベルですとプリントアウトしてすぐに土地所有者台帳を作成いたしますので、作成いたしましたらシュレッダー処理をすることになり、ほんの一日二日の作業となるかと思われまます。

【植松委員】何週間も何カ月もプリントアウトしたものが、鍵がついた机の中に保存され利用されるということではないということですね。

【青木課長】はい。

【矢吹副会長】結果的には所有者台帳がずっと残ることになれば同じことになりますよね。

【椿原課長】所有者台帳についても個人情報に当たりますので、条例に基づいて個人情報の登録をしていただいて管理をしていくという形になります。

【青木課長】所有者台帳につきましては、一旦パソコンで作成しプリントアウトして紙ベースで残していきたいと思っています。そして、施錠が出来るところで保管をしていくという考えです。

【斯波委員】いままで別な方法で作業を行なって来たということでしたが、この担当のこういう仕事としてはずっと続きますよね。今回この承認を受けることによってそれはどこで区切ることになるのですか。一回承認を受けるとこの事業を行なっている間はずっと行なうということになるのですか。

【椿原課長】手続き的には、この事業を行なっている間は続くこととなります。ただ、情報の管理は、各課の課長が情報保護管理者となっておりますので、その管理者の業務指導の中での動きとなります。

【向田会長】問題は土地所有者台帳の管理ということが一番問題となるのではないですか。

【椿原課長】土地所有者台帳は、税の情報までは入っていないのですが、目的内の仕事でも他のところから個人情報が加わった形のものなので厳重管理にはなるということですよ。

【村上委員】道路の拡幅等の事業に該当するような人は、たぶん沢山はいないとは思うのですが、どの位の人数が想定されるのですか。

【青木課長】今、現実的に動いている部分、道路の拡幅を計画しているところなのですが、連絡が取れているのが約9割で所有者の住所が分からないというのが残り1割で、件数でいうと5、6件という状況です。

【村上委員】例えば私がこれに係わっていればどうなるのかとと思っているのですが、道路を拡幅する計画自体はもう既にオープンにされているものなのですか。

【青木課長】拡幅案等につきましては、地権者との交渉ごともありまして、このルートで工事を行なうことが出来るかなど、第一段階での協力をしていただけるかどうかの最初の交渉といえますか、そういう段階になります。ですから、この道路計画で整備しますよという、決定というまでの進捗状況ではない状態です。

【村上委員】分からないからこうやって調べるといことですね。何か分からないうちにそういう対象となっていることが嫌だなということを思ったものですか。地権者が分からないから行なうということではこれはいたしかたないのかなと思います。

【向田会長】それでは、これら道路の拡幅を行なう際、どういう手続きをされるのか教えてくださいませんか。

【青木課長】まず予定を立てこの道路を拡幅しましょうとなったら、次の段階として市でこういう道路が出来たらという判断にたった場合、道路法の区域設定として、道路をこういうふうに拡幅しますよという道路法の手続きを行ないます。その後用地買収に関し地権者等に具体的に値段、補償等物件の交渉に入っていく形になります。

【村上委員】まだ計画も何もない段階ということですね。

【向田会長】その後どこかの段階でこういうふうになりますよということを公告して意見を徴して、いわゆる手続きに入っていくということですね。

【青木課長】はい。

【村上委員】個人情報については、厳重なる管理、処理をされることを望みます。

【向田会長】この件の個人情報の目的外利用について、そういう目的のために個人情報を利用するというので、この件を承認する旨答申したいと思いますがよろしいでしょうか。

【全委員】はい。

○その他

【向田会長】 その他、報告事項等ありましたらどうぞ。

【椿原課長】 事務局からは、次回の審査会の予定についてですが、3月に案件の予定がありまして、3月22日（木）で皆様に日程調整をさせていただきたいと考えておりますが、今現在では日程が立っていない方もいらっしゃると思いますが、ご出席いただきますようお願いいたします。いかがでしょうか。

【植松委員】 日程がまだはっきりしていないのですが、なるべく出席できるようにしたいと思っています。

【他委員】 よろしいです。

○答 申

【向田会長】 それでは、答申に入りたいと思います。

【答申①】

平成24年1月26日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範

平成24年1月26日付石国保第1007号をもって諮問のありました、国民健康保険法第45条の2の規定に基づく厚生労働大臣又は都道府県知事の監査に係る診療報酬明細書の提供について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

（附帯意見）くれぐれも個人情報の取扱いには細心の注意を払うこと。

【答申②】

平成24年1月26日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範

平成24年1月26日付石整備第145号をもって諮問のありました、道路事業に伴う税務課資料の目的外利用について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

○閉 会

【向田会長】皆様のご協力により議事進行に努めることが出来ました。ありがとうございました。今日の予定はこれで終わりということでございます。また次回よろしく願いいたします。

議事録確定 平成24年 2月 6日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 印